

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二年四月二十三日に北京で

中華人民共和国

外交部副部长 王毅

中華人民共和国駐在

日本国特命全權大使 阿南惟茂閣下

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(中国側書簡)

本使は、更に、前記の提案が日本国政府にとって受諾し得るものであることを閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がこの問題に関する両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が本日付けで効力を生ずることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二年四月二十三日に北京で

中華人民共和国駐在

日本国特命全權大使 阿南惟茂

中華人民共和国

外交部副部长 王毅閣下

○外務省告示第三百五十八号

平成十四年五月二十四日にラバトで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がモロッコ王国政府との間に行われた。

平成十四年八月二十一日

外務大臣 川口 順子

(日本側書簡)

(訳文) 書簡をもって啓上いたします。本使は、モロッコ王国の経済の安定及び開発努力を促進することを目的として供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とモロッコ王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1 七十三億五千万円(七、三五〇、〇〇〇、〇〇〇円)の額までの円貨による借款(以下、「借款」という。)が、地方電化計画(以下、「計画」という。)(の実施のため、国際協力銀行(以下、「銀行」という。))により、日本国の関係法令に従って、国营電力公社(以下、「借入人」という。))に供与されることになる。

2 (1) 借款は、借入人と銀行との間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、なかならず次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規制される。

(a) 償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b) 利率は、年二・二パーセントとする。

(c) 支出期間は、借款契約の発効の日から七年とする。

(2) (1) において借款契約は、銀行が計画の実行可能性(環境に対する配慮を含む。)を確認した後締結される。

(3) (1) (c) において支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3 計画に係る借款の元本の償還及び利子の支払は、モロッコ王国政府によって保証される。

4 (1) 借款は、モロッコの実施機関が調達適格国の供給者及び請負業者に対して行う支払の計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2) (1) において調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3) 借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

5 モロッコ王国政府は、4 (1) において生産物又は役務が銀行の調達のためのガイドライン(国際入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除く)に従ってつき国際入札の手続をなかならず定める。)に従って調達されることを確保する。

6 モロッコ王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に關し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限も課さない。

7 (1) 4 (1) において生産物又は役務の供給に關連してモロッコ王国においてその役務が必要とされる日本国民は、モロッコ王国の関係法令の範囲内で、作業の遂行のためモロッコ王国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

8 モロッコ王国政府は、銀行について、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに關連してモロッコ王国において課されるすべての租税及び財政課徴金を免除する。

9 モロッコ王国政府は、次のことを確保するたに必要措置をとる。

(1) 借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。

(2) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

10 モロッコ王国政府は、要請に応じ、日本国政府及び銀行に対し、計画の進捗状況に関する情報及び資料を提供する。

11 両政府は、この了解から又はそれらに關連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、閣下が前記の了解をモロッコ王国政府に代わって確認されれば幸いでありませう。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二年五月二十四日にラバトで

モロッコ王国駐在

日本国特命全權大使 佐藤裕美

モロッコ王国

経済・財政・民営化・観光大臣

ファタラ・ウアラル閣下

(モロッコ側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、閣下の書簡に述べられた了解をモロッコ王国政府に代わって確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二年五月二十四日にラバトで

モロッコ王国

経済・財政・民営化・観光大臣

ファタラ・ウアラル

モロッコ王国駐在

日本国特命全權大使 佐藤裕美閣下

○外務省告示第三百五十九号

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則第 4. (a) 及び (b) の規定は、平成十一年九月二十九日に、特許協力同盟の総会の決定により修正され、特許庁は、同規則第 4. (d) に規定する通告を平成十一年十月二十七日付けで国際事務局に行っていたところ、特許庁は、同通告を撤回し、平成十四年九月一日より同規則第 4. (a) 及び (b) の規定は、我が国について効力を生ずる旨の通告を平成十四年七月十日付けで国際事務局に行った。

平成十四年八月二十一日

外務大臣 川口 順子

○外務省告示第三百六十号

平成十四年二月二十六日にコナクリで、食糧増産援助に関する次の概要の書簡の交換がギニア共和国政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容 食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与

2 贈与の限度額 二億五千万円

3 贈与の使用期限 平成十五年二月二十五日まで

4 署名者

日本側 小松久也在ギニア大使

ギニア側 モリール・カバ協力庁長官

平成十四年八月二十一日

外務大臣 川口 順子

○外務省告示第三百六十一号

平成十四年四月十二日にアディス・アベバで、食糧増産援助に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容 食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与

2 贈与の限度額 五億円

3 贈与の使用期限 平成十五年三月三十一日まで

4 署名者

日本側 手塚義雄在エチオピア臨時代理大使

エチオピア側 ムル・ケツエラ財務・経済開発省国務大臣

平成十四年八月二十一日

外務大臣 川口 順子